整理番号								

収受印

（納税／換価）の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第　項第　号（第5号の場合、第　号類似）又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号　（　）　携帯電話　（　）	① 申請年月日	令和　年　月　日
	氏名 名称	印	税務署整理欄	通信日付印 申請書番号 処理年月日
	法人番号			

納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			・ ・	円	円	法律による金額　円	円	法律による金額　円	
			・ ・			〃		〃	
			・ ・			〃		〃	
			・ ・			〃		〃	
	合計			イ	ロ	ハ　〃	ニ	ホ　〃	

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額（②-③）	円

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない（生活維持又は事業の継続が困難となる）事情の詳細	
	猶予該当事実の詳細（納税の猶予の場合）：

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで　月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予の場合は、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予の場合は、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	□ 有 □ 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	

税理士署名押印	印 （電話番号　－　－　）
□	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
□ 財産収支状況書	□ 収支の明細書 □ 財産目録 □ 担保関係書類
□ 猶予該当事実証明書類（納税の猶予の場合）	